

1 募集要項

(1) 商品券の利用対象にならないもの

- ①出資や債務の支払い(税金、振込代金、振込手数料、電気・ガス・水道料金等)
- ②有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
- ③たばこ事業法(昭和59年8月10日法律第68号)第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ④事業活動に伴って使用する原材料、機器類及び仕入商品等の購入
- ⑤土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料(一時預りを除く)等の不動産に関わる支払い
- ⑥現金との換金、金融機関への預け入れ
- ⑦風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などに要する支払い
- ⑧特定の政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- ⑨商品券の交換又は売買
- ⑩医療保険や介護保険等の一部負担金(保険診療による処方箋が必要な医薬品を含む)
- ⑪その他、商品券の利用対象として適当と認めないもの

(2) 参加資格

姫路市内に事業所、店舗等を有する事業者とし、市内の店舗等に限り商品券を利用可能とすることができる者。ただし、次の事業者を除きます。

- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などの店舗等の営業を行っている者
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている者
- ③上記(1)商品券の利用対象にならないもの に記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等
- ④姫路市の入札参加停止の措置若しくは入札参加除外の措置を受けている者
- ⑤地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法(明治40年法律第45号)第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第247条の規定に基づく公訴を提起されている者等
- ⑥役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

2 誓約事項

- ①商品の販売、又はサービスの提供なく商品券の換金を行いません。
- ②商品券を使用できない商品に対して、商品券での支払いを受け付けません。
- ③商品券の再販・再流通は致しません。
- ④商品券の偽造・悪用・濫用は致しません。
- ⑤商品券を紛失・毀損した場合、全て自己責任とします。
- ⑥商品券の利用期間中は参加店舗として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退は致しません。
- ⑦商品券の取扱、参加店舗の責務のほか募集要項に記載されている内容に同意し、遵守します。
- ⑧商品券の利用に際して、消費者からの苦情や紛争が生じ、店舗側の責に帰すると認められる場合、自ら解決に努めます。
- ⑨商品券の取扱に関して事務局からの改善要請等があった場合には、それに従います。
- ⑩店舗名・所在地・電話番号・FAX番号・業種の公表(専用HP、チラシ等に掲載)について同意します。
- ⑪登録する店舗は、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行う者、設備を設けて客に射幸心をそそるおそれのある営業を行う者及び食事の提供を主目的としないキャバレー、クラブ、待合などを運営する者」、「特定の政治団体と関わる店舗等」又は「公序良俗に反する店舗等」ではありません。

〈その他〉

- ・「募集要項」に記載されていない事項などに関しては、協議を行います。
- ・参加店舗情報(店舗名称、所在地、電話番号、業種等)は、「商品券の使えるお店」として、利用者向けの店舗一覧リーフレットや専用ホームページなどにより広報します。
- ・「姫路しらさぎ商品券」のデザインを広告等において使用する場合は、事前に事務局の承認が必要となります。専用ホームページより申請してください。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況によって、事業内容に変更が生じる場合があります。

姫路市内の事業者の皆さまへ

姫路市が発行するプレミアム付き商品券が
使えるお店を募集します！

姫路しらさぎ 商品券

参加店舗募集

『姫路しらさぎ商品券』について

姫路市では、新型コロナウイルス感染症にかかる緊急経済対策の一環として、消費喚起による地域経済の活性化を目的としたプレミアム付き商品券『姫路しらさぎ商品券』を発行します。

これに伴い、**市民が商品券を利用できる参加店舗を募集します。**

商品券の利用・換金には、**事前に参加店舗の申込みが必要です。**

『姫路しらさぎ商品券』概要

綴り構成 1,000円券 × 12枚 = 12,000円/冊

利用期間 令和3年7月19日(月)～10月31日(日)

◆ 参加店舗の負担金(参加費、振込手数料など)はありません

◆ 4月20日(火)までにお申込みいただくと、新聞折り込み(5月予定)のチラシに「商品券の使えるお店」として店舗名を掲載します

〈参加店舗の登録から商品券の換金までの流れ〉



※換金期日や振込スケジュールは、後日お渡しする「参加店舗マニュアル」でご確認ください。

参加店舗の申込みについて

1 申込方法

裏面の「募集要項」及び「誓約事項」に同意のうえ、下記のいずれかの方法でお申込みください。

① インターネットでのお申込み

専用ホームページで参加店舗申込みフォームに必要事項を入力してください。

URL : <https://premium-gift.jp/himeji>

② FAXでのお申込み

別添『参加店舗登録申請書 兼 誓約書』に必要事項を記入し、下記へFAXでお送りください。

FAX 0120-058-053

※なお、大型店・量販店・チェーン店・系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者については、原則、各店舗ではなく事業者単位で申込みしていただきます(市内すべての店舗で利用可能としていただきます)。この場合、各店舗の名称(例：〇〇〇デンキ姫路店)、所在地(郵便番号を含む)、電話番号、FAX番号、業種、担当者氏名がわかるもの(様式自由)を添付し、すべての店舗が「募集要項」及び「誓約事項」に同意している必要があります。

2 申込期間

令和3年4月1日(木)～

※4月20日(火)までにお申込みいただくと、新聞折り込み(5月予定)のチラシに「商品券の使えるお店」として店舗名を掲載します。

なお、4月21日(水)以降もお申込みいただけますが、ホームページ上のみの掲載となります。

※新聞折り込みチラシのスペースの関係上、店舗掲載は先着順となります。

4月20日(火)までのお申込みであっても、定員に達した場合は掲載することができませんのでご了承ください。お早めにお申込みいただきますようお願いします。

3 募集対象

姫路市内で営業している店舗(小売業、飲食業、サービス業など)

【例】衣料品店／雑貨店／飲食店／スーパー／百貨店／旅館・ホテル／美容・理容店／学習塾／スポーツジム／クリーニング店／家電量販店／ホームセンター／ドラッグストア 他

※詳細は、裏面の「募集要項」「誓約事項」をご確認ください。

4 負担金

参加店舗の負担金はありません。また、振込手数料は事務局が負担します。

5 参加店舗の認定・取り消し等

- ・申込みのあった事業所は、事務局の審査を経て、参加店舗と認定します。
- ・審査結果については、事務局からの電子メール又はFAX等にて通知します。
- ・申込み内容に虚偽・不備等がある場合には、認定を取り消すことがあります。又、「募集要項」及び「誓約事項」に違反する行為が認められた際は、換金の拒否や参加店舗の認定取消、損害請求を行う場合があります。

6 その他

参加店舗向けのマニュアルや店頭告知用ポスター・POP、専用の換金ツールを後日配布する予定です。

姫路しらさぎ商品券発行事務局(コールセンター)

TEL:0120-809-807 FAX:0120-058-053

受付時間 平日 9:30～17:00(土日祝は除く)

URL : <https://premium-gift.jp/himeji>

事業の詳細や最新の情報は、専用ホームページでご確認ください!

お問合せ先

